

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3. 2-24 のとおりである。

表 3.2-24 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

- 備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集めている施設に係る土壤については、適用しない。

〔「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、
最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日) に基づき、表 3.2-25 のとおり定められている。

表 3.2-25 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下であること
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下であること
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下であること

備考

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（土壤の測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)に基づき、地域の区分ごとに排出基準(K 値)が定められており、栗原市及び大崎市は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日)に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場騒音において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの値は表 3.2-26～表 3.2-28 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては「騒音規制法」に基づく規制地域の指定はないが、「宮城県公害防止条例施行規則」(平成 7 年宮城県規則第 79 号)に基づき、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は第 2 種区域の規制基準が適用される。

表 3.2-26 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分	時間区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	文教地区、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考：1. 上表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、宮城県公害防止条例施行規則に基づき「第 2 種区域」の規制基準を適用する。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)

「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和元年)

より作成

表 3.2-27 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	85 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間以内	連続6日以内	日曜日その他 の休日
第2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		

備考：第1号区域及び第2号区域とは、それぞれ次のとおりである。

第1号区域：第1種、第2種及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地80mまでの区域

第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)

「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和元年)

より作成

表 3.2-28 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
		65 デシベル	55 デシベル
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a区域、b区域及びc区域とはそれぞれ次のとおりである。

a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注：表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は上表に係わらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日)

「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和元年)

より作成

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和51年法律第64号、最終改正：平成26年6月18日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設工事に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められており、それらの値は表3.2-29～表3.2-31のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては「振動規制法」に基づく規制地域の指定はないが、「宮城県公害防止条例施行規則」(平成7年宮城県規則第79号)に基づき、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は第1種区域の規制基準が適用される。

表 3.2-29 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
		(8:00～19:00)	(19:00～8:00)
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65 デシベル	60 デシベル

備考：1. 上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、宮城県公害防止条例施行規則に基づき「第1種区域」の規制基準を適用する。

〔「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)〕

〔「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和元年)〕

より作成

表 3.2-30 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業禁止日
第1号区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日
第2号区域		22:00～6:00	14 時間以内		その他の休日

備考：第1号区域及び第2号区域とはそれぞれ次のとおりである。

第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域

第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)〕

〔「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和元年)〕

より作成

表 3.2-31 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間区分	昼間	夜間
		(8:00～19:00)	(19:00～8:00)
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

備考：第1種区域及び第2種区域の区分は、表 3.2-29 と同様である。

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日)〕

〔「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和元年)〕

より作成

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が表 3.2-32 のとおり定められている。

宮城県においては、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年宮城県条例第 40 号）により、県の区域に属する公共用水域について、水域ごとにより厳しい排水基準（上乗せ基準）が設定されているが、対象事業実施区域及びその周囲においては、特別排水基準が定められた区域は存在しない。

表 3.2-32(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアノ化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注：(※)は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日）より作成〕

表 3.2-32(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫酸鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
 5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼※、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域※及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）
 「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日) 第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

栗原市及び大崎市では、臭気指数による規制が行われており、その規制基準は表 3.2-33 のとおりである。

表 3.2-33 悪臭防止法に基づく規制基準

敷地境界線	排出口	排出水
臭気指数 15	悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31

注：測定法は三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法

[「令和元年版宮城県環境白書」(宮城県、令和元年) より作成]

⑥ 土壤汚染

土壤汚染については、「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日) に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-34 のとおりである。

「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(令和 2 年 8 月 31 日現在)」(環境省 HP、閲覧：令和 2 年 9 月) 及び「土壤汚染対策法-要措置区域等指定状況」(宮城県 HP、閲覧：令和 2 年 9 月) によると、栗原市及び大崎市において「土壤汚染対策法」に基づく「形質変更時要届出区域」が存在するが、対象事業実施区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、栗原市及び大崎市において、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日) に基づく「農用地土壤汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-34(1) 区域の指定に係る規制基準（土壤溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアノ化合物	検液中にシアノが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	検液 1L につきふつ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

表 3.2-34(2) 区域の指定に係る規制基準（土壤含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアノ化合物	土壤 1kg につき遊離シアノ 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	土壤 1kg につきふつ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づき、規制地域が指定されているが、栗原市及び大崎市には「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 2 年 6 月 12 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

⑩ 土砂等の埋立て

土砂等の埋立てについては、宮城県では、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全の確保に資することを目的として、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和 2 年宮城県条例第 74 号）が策定された。土砂等の埋立て等を行う面積が 3,000 平方メートル以上である場合には、許可の申請が必要となる。

(3) その他の環境保全計画等

① 宮城県環境基本計画

「宮城県環境基本計画」は、「環境基本条例」（平成 7 年宮城県条例第 16 号）第 9 条に規定する良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成 28 年 3 月に策定された。

計画の期間は、「宮城県震災復興計画」の終期と合わせ、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間としている。

同計画では、計画の遂行により目指す将来像を「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」と設定している。

計画の体系は表 3.2-35 のとおりである。

表 3.2-35 宮城県環境基本計画の計画体系

計画体系	
復興のための重点的な取り組み	①復興を契機とした先進的な地域づくりの推進
	②防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進
	③放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進
将来像を実現するための政策	政策 1 低炭素社会の形成
	政策 2 循環型社会の形成
	政策 3 自然共生社会の形成
	政策 4 安全で良好な生活環境の確保

〔「宮城県環境基本計画」（宮城県、平成 28 年）より作成〕

② 第 2 次栗原市環境基本計画

栗原市では、平成 20 年 3 月に「栗原市環境基本計画」（栗原市、平成 20 年）を策定し、環境の将来像に「人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造」を掲げ、環境の保全と創造に向けた施策に取り組んできた。その後、栗原市をとりまく社会情勢や環境の変化から、栗原市がさらに発展していくために、施策を継続的に推進していく必要があることから「第 2 次栗原市環境基本計画」（栗原市、平成 30 年）を策定している。

計画の期間は平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間であり、施策の体系は表 3.2-36 のとおりである。

表 3.2-36 第 2 次栗原市環境基本計画の施策の体系

環境像	基本方針	施策
人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造	I 清らかな水と豊かな緑に育まれ心安らぐまち	A 森林の保全 B 里地里山の保全 C 生物多様性の保全 D 豊かな自然の活用
	II 資源を守り安心して快適に暮らせるまち	E 発生源対策の推進 F 環境モニタリングの推進 G ごみの減量化・資源化の推進 H ごみの適正処置の推進
	III 地球を思いやりやさしい暮らしを営むまち	I 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進 J 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の推進
	IV みんなで環境を学び行動するまち	K 環境教育・環境学習の推進 L 環境保全活動の推進 M 環境情報の発信
	V 放射性物質による不安を解消し安心してくらせるまち	N 測定・監視の継続

[「第 2 次栗原市環境基本計画」(栗原市、平成 30 年) より作成]

③ 第 2 次大崎市環境基本計画

大崎市では、環境に大きく影響する様々な社会情勢の変化により、人口減少やライフスタイルの変化を見据え、10 年後の環境を見据えた施策の展開を図るため「第 2 次大崎市環境基本計画」(大崎市、令和 2 年) が策定された。

計画の期間は令和 2 年度から令和 11 年度までであり、望ましい環境像を実現するため、要素別環境保全目標を設定し、数値化した目標については測定結果などにより状況を把握している。計画の体系は表 3.2-37 のとおりである。

表 3.2-37 第 2 次大崎市環境基本計画の体系

望ましい環境像	環境分野	環境目標
豊かな自然や田園環境の中で人と自然が共に生き、健康的で持続可能な循環・共生型社会の実現	自然環境	誰もが誇れる自然環境をみんなで守る
	快適環境	心の豊かさを感じる快適環境を創る
	生活環境	安全・安心な暮らしを支える生活環境を確保する
	地球環境	地球に暮らす一員として行動し、地球環境を思いやる
	市民参画・協働	世代を超えて環境を学び、伝える

[「第 2 次大崎市環境基本計画」(大崎市、令和 2 年) より作成]

④ 世界農業遺産

世界農業遺産は、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度であり、宮城県大崎地域の「持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム」が平成29年11月に認定されている。

江合川、鳴瀬川の流域に広がる水田農業地帯として発展してきた大崎地域は、「やませ」による冷害や地形的要因による洪水、渇水が頻発する三重苦とも言える厳しい自然環境の中、中世以降、取水堰や隧道・潜穴、水路、ため池などの水利施設を流域全体に築くとともに、相互扶助組織「契約講」を基盤とする水管理体制を整えることで、「巧みな水管理」を柱とした水田農業が展開され、「大崎耕土」と称される豊饒の大地を形成してきた。

農業が育んできた豊かな農文化や水田や水路、水田の中に浮かぶ森のような屋敷林「居久根」のつながりが豊かな湿地生態系を育み、多様な動植物が存在する独特の農村景観を形成している。

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-38 及び図 3.2-11 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に「栗駒国定公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれがない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファーゾーン）。

表 3.2-38 自然公園の概要

（単位：ha）

名称 (指定年月日)	総面積 (宮城県内)	特別地域（宮城県内）				普通地域 (宮城県内)
		特別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	
栗駒国定公園 (昭和 43 年 7 月 22 日)	77,122 (29,516)	5,205 (1,800)	18,471 (6,172)	11,258 (3,532)	38,222 (14,046)	3,966 (3,966)

〔「自然保護各種データ一覧」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 9 月）
「令和元年版宮城県環境白書（資料編）」（宮城県、令和元年）
より作成〕

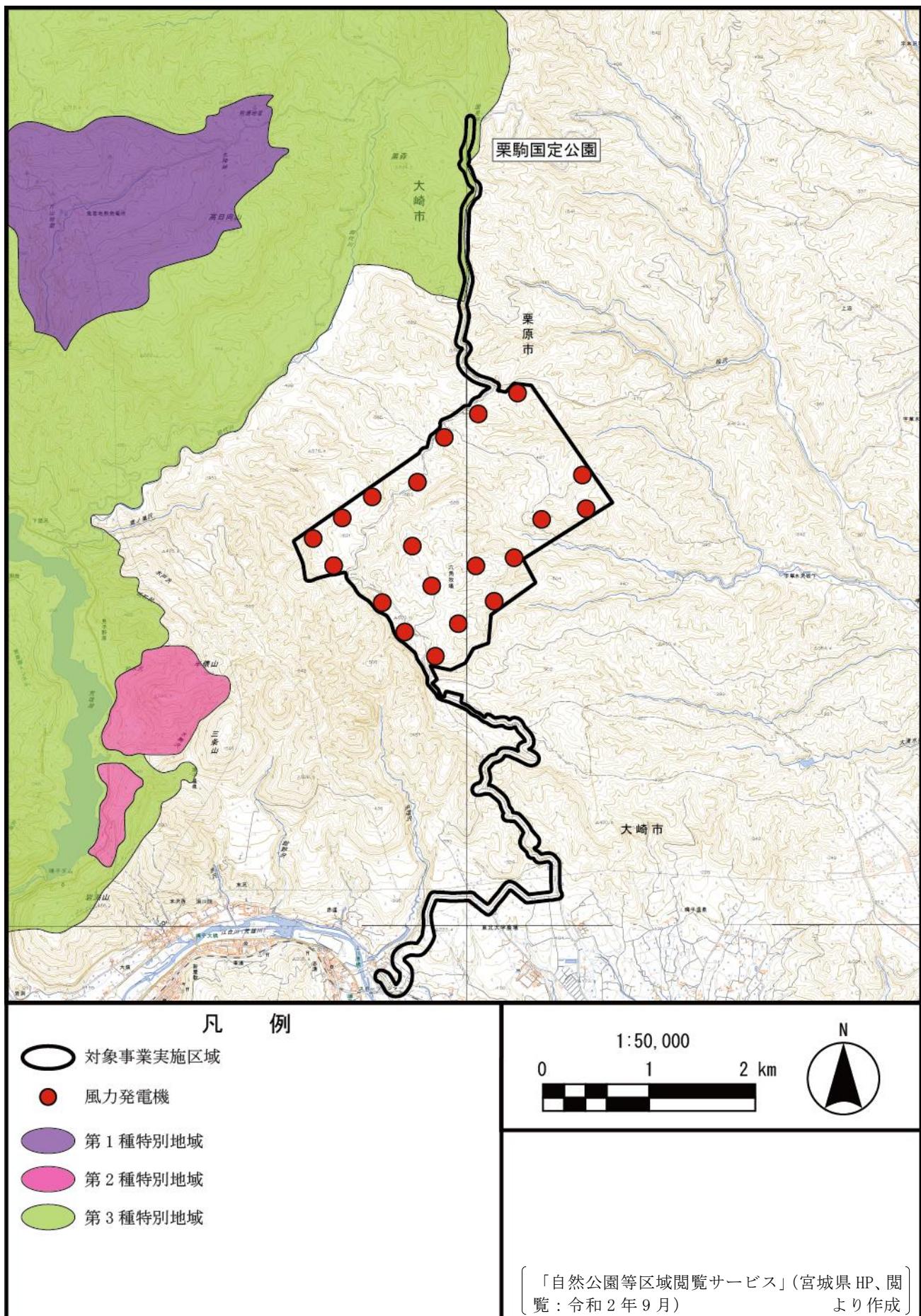


図 3.2-11 自然公園の状況

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）に基づく自然環境保全地域はないが、対象事業実施区域及びその周囲に「宮城県自然環境保全条例」（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）により指定された「一桧山・田代県自然環境保全地域」がある。指定地域は表 3.2-39 及び図 3.2-12 のとおりである。

表 3.2-39 県自然環境保全地域の指定状況

名称 (指定年月日)	面積 (ha)					保全対象	
	国有地	公有地		民有地	計		
		県	市町村				
一桧山・田代県自然環境保全地域 (昭和 54 年 3 月 16 日)	168.47	446.03	—	—	614.50 (うち、特別地区 322.47ha)	ハルニレ、ブ ナ天然林	

注：「—」は、出典に記載がないことを示す。

〔「県自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況」（宮城県 HP、閲覧：令和 2 年 9 月）より作成〕

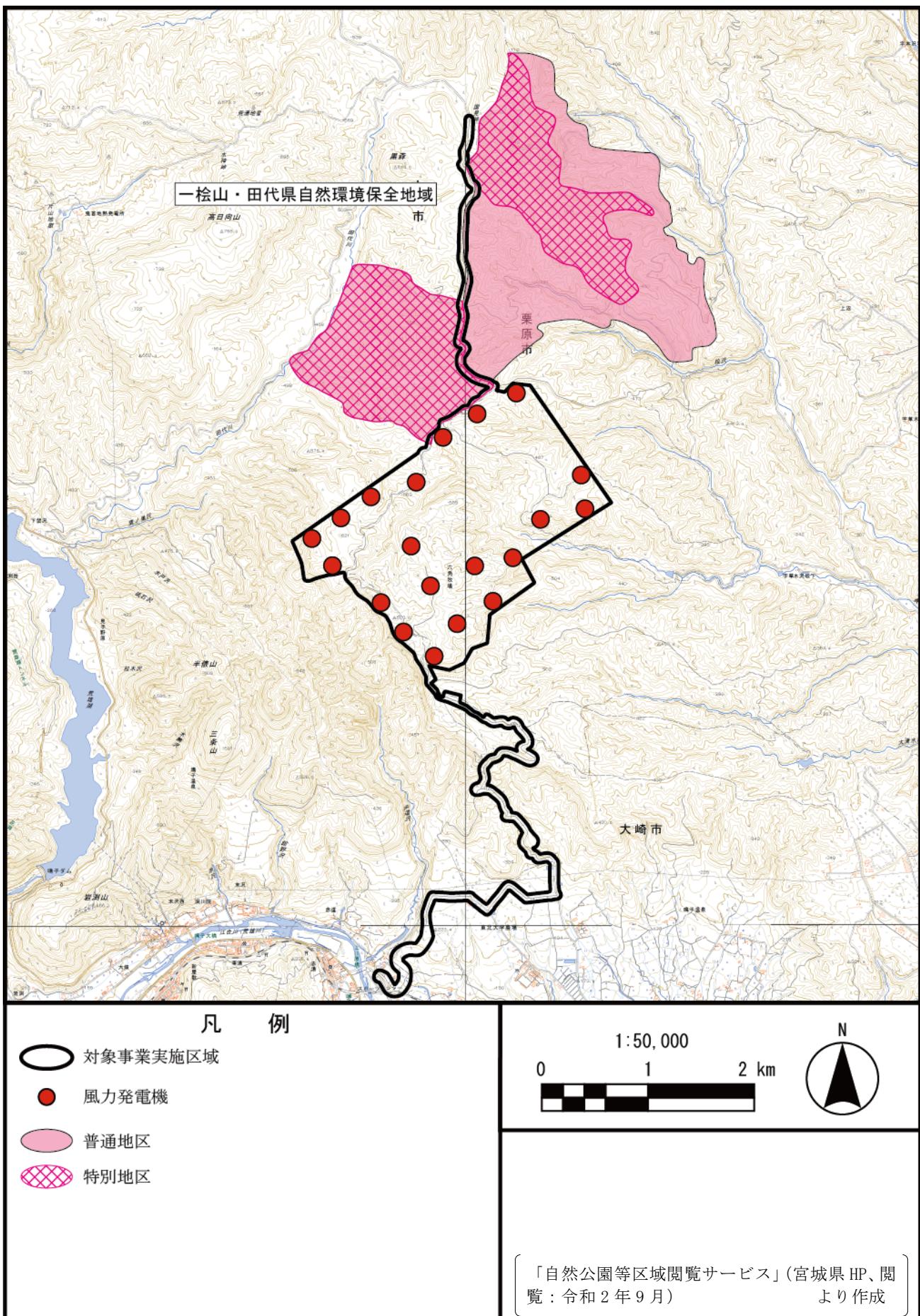


図 3.2-12 県自然環境保全地域の指定状況

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)の第11条2の世界遺産一覧表に基づく文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号、最終改正:令和2年6月10日)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、最終改正:平成27年3月31日)に基づく鳥獣保護区については、表3.2-40及び図3.2-13のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に鳥獣保護区が存在している。

表3.2-40 鳥獣保護区の指定状況

名称	所在地	指定区分	面積(ha) ()は特別保護地区の面積	期限
鳴子鳥獣保護区	大崎市	森林鳥獣生息地	2,280 (100)	令和13年10月31日
六角牧場鳥獣保護区	大崎市、栗原市	森林鳥獣生息地	500	令和7年10月31日
吹上鳥獣保護区	大崎市	森林鳥獣生息地	760	令和7年10月31日
一桧山鳥獣保護区	栗原市	森林鳥獣生息地	1,092 (154)	令和11年10月31日

「令和元年度鳥獣保護区等位置図」(宮城県HP、閲覧:令和2年9月)
「宮城県公報 第2102号、第2303号」(宮城県、平成21年、平成23年)
宮城県環境生活部へのヒアリング(実施:令和元年7月)より作成

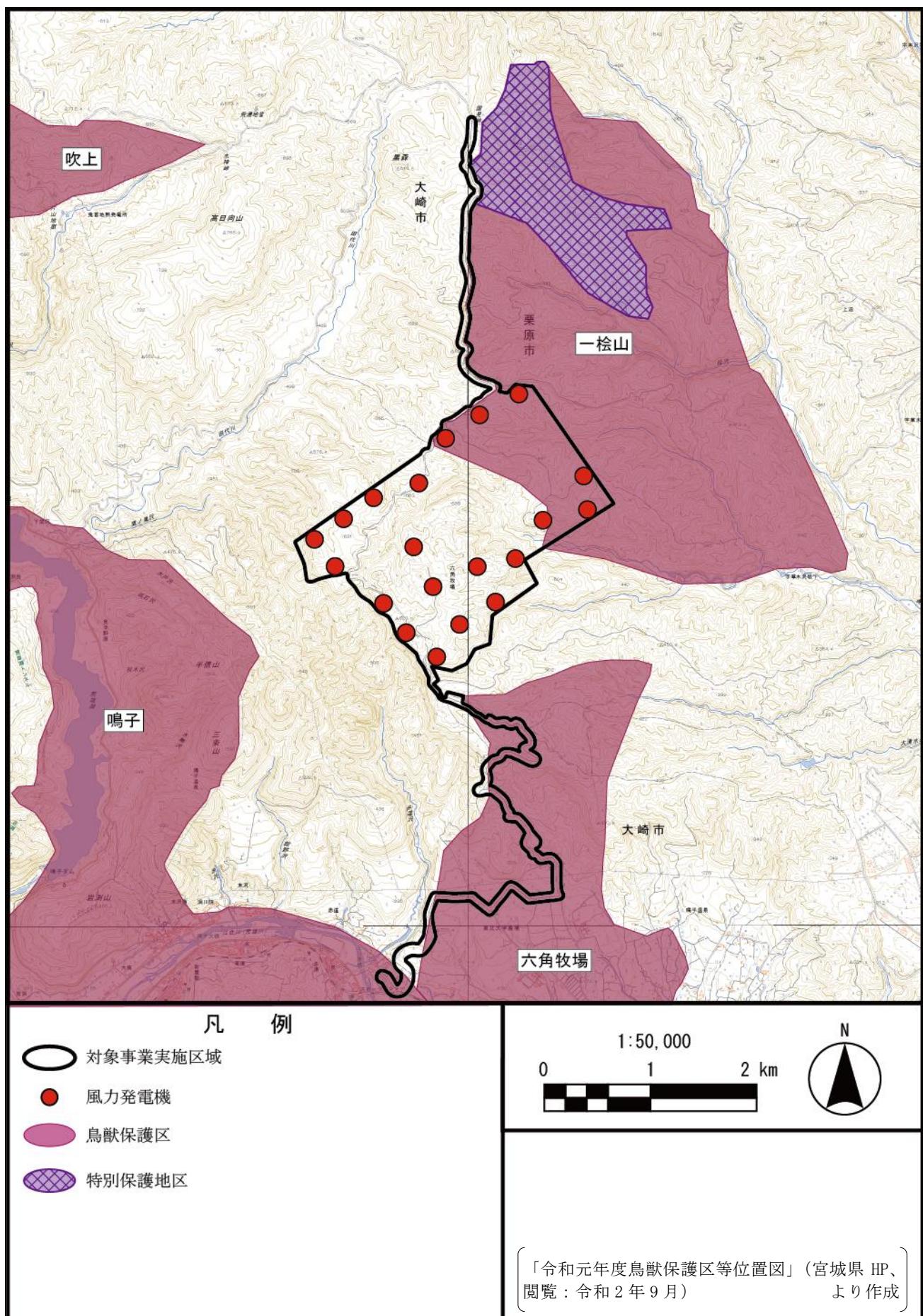


図 3.2-13 鳥獣保護区の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）により指定された生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

⑧ ふるさと宮城の水循環保全条例に基づく水道水源特定保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成 16 年宮城県条例第 42 号）に基づく水道水源特定保全地域の指定状況は図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に「北上川流域水道水源特定保全地域」が存在する。

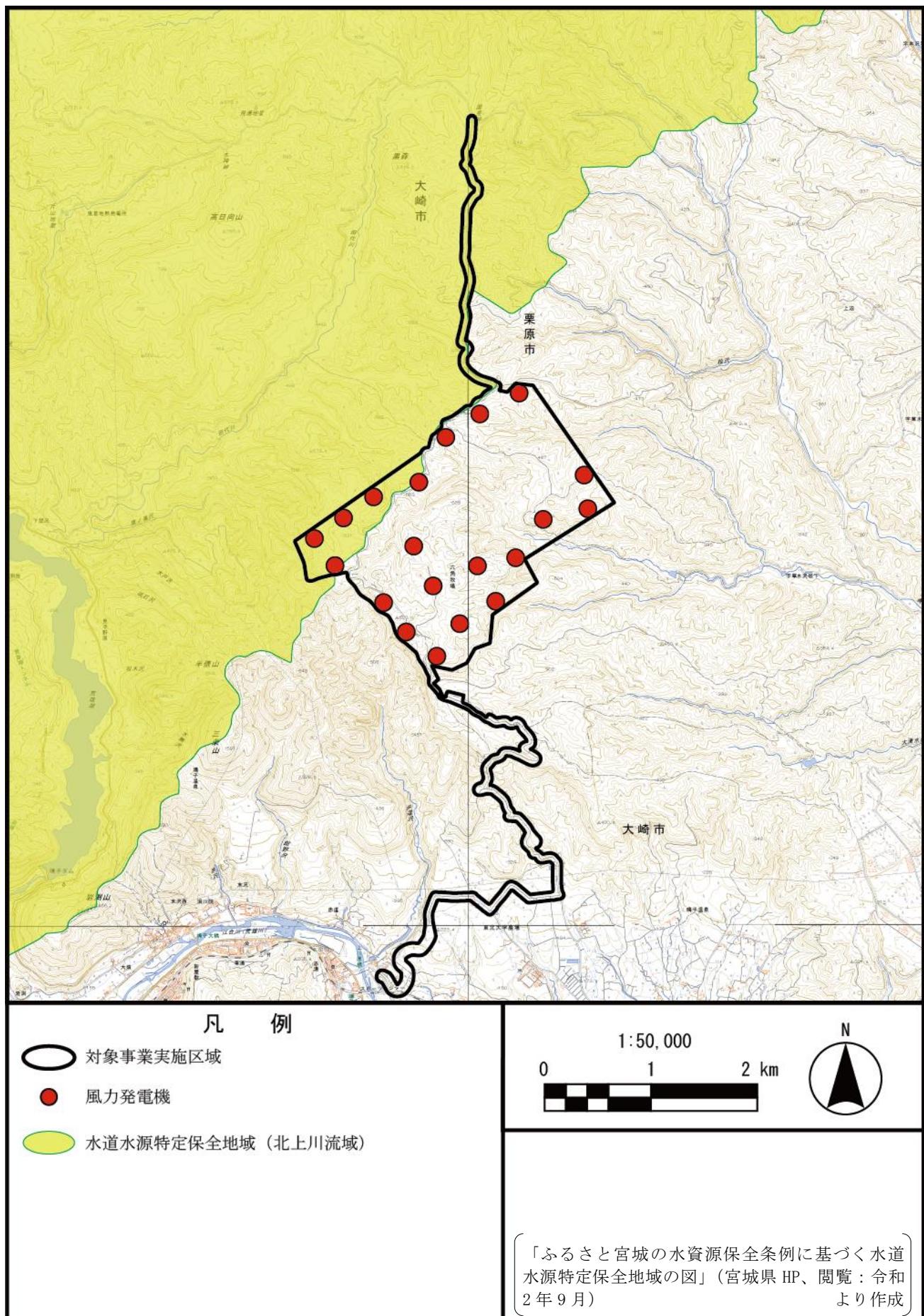


図 3.2-14 水道水源特定保全地域の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年法律第214号、最終改正:令和2年6月10日)等に基づく天然記念物の状況は、表3.2-41とおりである。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表3.2-42及び図3.2-15のとおりである。

表3.2-41 天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
国	天然記念物	イヌワシ	宮城県下ー円 (地域を定めず指定したもの)
		ヒシクイ	
		マガソ	
		ヤマネ	本州 (地域を定めず指定したもの)

注:国指定の特別天然記念物であるカモシカ等の「地域を定めず指定したもの」の情報については、出典において「本州、宮城県」等の対象事業実施区域及びその周囲に該当する地名の記載がない場合に非記載とした。

[「国指定文化財等データベース」(文化庁HP、閲覧:令和2年9月)より作成]

表3.2-42 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
①	坂下A遺跡	栗原市花山字草木沢坂下	散布地	縄文早~晩・弥生
②	日向山遺跡	栗原市花山字草木沢日向山	散布地	縄文晩
③	角間A遺跡	栗原市花山字草木沢角間	散布地	縄文中
④	西風山遺跡	栗原市花山字草木沢西風山	散布地	—
⑤	坂下B遺跡	栗原市花山字草木沢坂下	散布地	縄文早
⑥	一檜山立岩沢遺跡	栗原市花山字草木沢角間	散布地	縄文早~中
⑦	不動遺跡	栗原市花山字草木沢角間	散布地	縄文
⑧	角間B遺跡	栗原市花山字草木沢角間	散布地	—
⑨	仙台藩花山村坂下番所跡	栗原市花山字草木沢坂下御番沢	番所	近世
⑩	上川原遺跡	大崎市鳴子温泉字蓬田	散布地	縄文晩・弥生
⑪	赤道遺跡	大崎市鳴子温泉字赤道	散布地	縄文中・晩
⑫	館野沢遺跡	大崎市鳴子温泉字赤道	散布地	縄文中・晩
⑬	岩淵遺跡	大崎市鳴子温泉字岩渕	散布地	縄文晩
⑭	三条館跡	大崎市鳴子温泉字末沢	城館	中世
⑮	大宝院跡	大崎市鳴子温泉字蓬田	寺院	近世
⑯	丸森遺跡	大崎市鳴子温泉字蓬田	散布地	縄文
⑰	三条遺跡	大崎市鳴子温泉字末沢	散布地	旧石器・縄文晩
⑱	三条薬師跡	大崎市鳴子温泉字末沢	寺院	中世?
⑲	駒止観音跡	大崎市鳴子温泉字末沢	寺院	中世?
⑳	三条小鍛冶場跡	大崎市鳴子温泉字末沢	製鉄	中世?
㉑	元山銅山跡	大崎市鳴子温泉字見手野原地先(花渕山国有林内)	鉱山	近世・近代
㉒	片山寺跡	大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳(国有林)	寺院	中世
㉓	田城跡	大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳(国有林)	城館	中世
㉔	田城峠検問所跡	大崎市鳴子温泉鬼首字荒湯	検問所	—
㉕	久田遺跡	大崎市鳴子温泉字久田	散布地	縄文
㉖	車湯遺跡	大崎市鳴子温泉字車湯	散布地	縄文

注:「—」は、出典に記載がないことを示す。

[「令和元年度宮城県遺跡地名表」(宮城県HP、閲覧:令和2年9月)より作成]

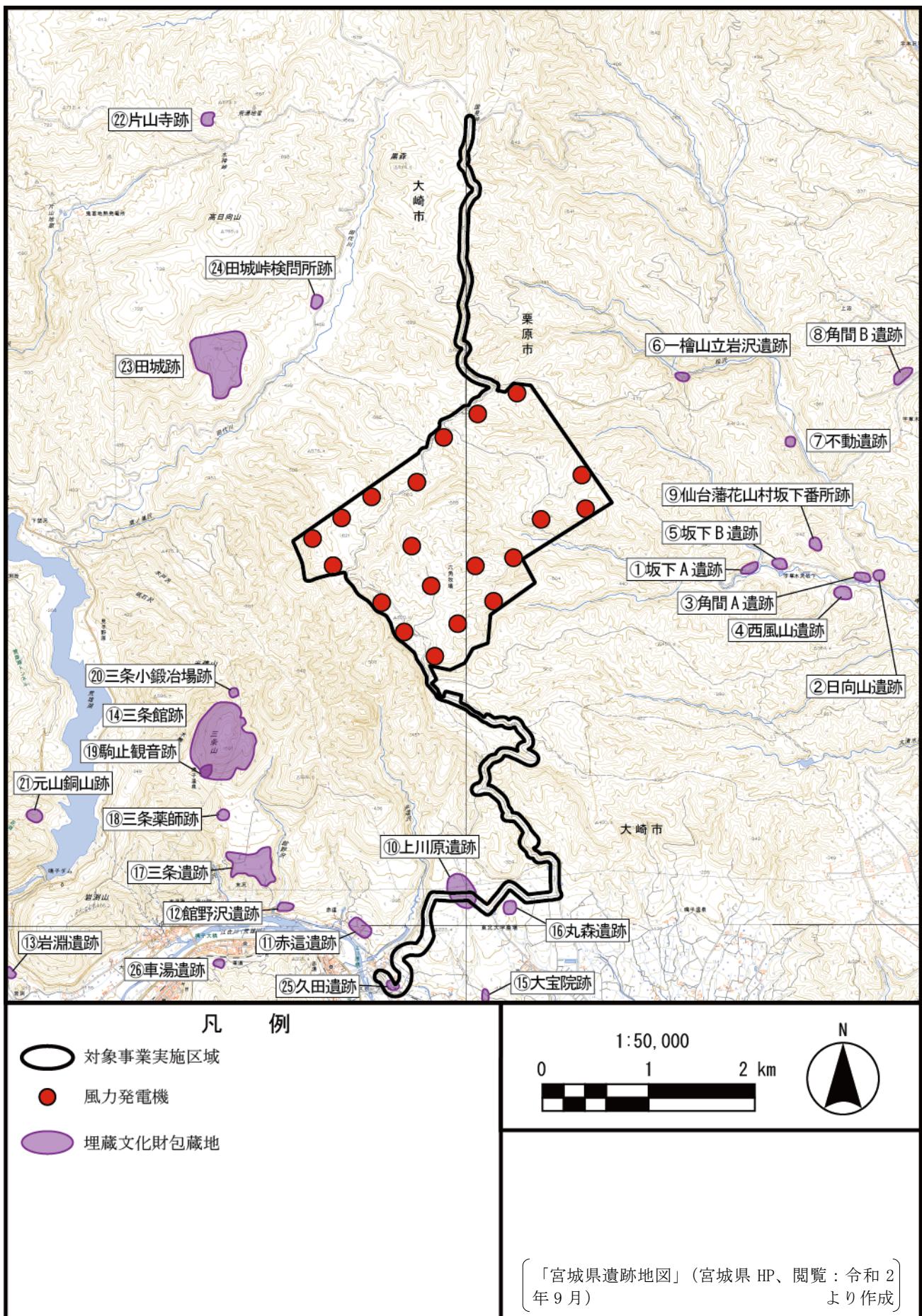


図 3.2-15 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日) 第 8 条の規定により定められた景観計画区域はない。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日) に基づく風致地区の指定状況は表 3.2-43 及び図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に鳴子風致地区が存在する。

表 3.2-43 風致地区の指定状況

市	地区名	計画年月日		指定面積 (ha)
		当初	最終	
大崎市	鳴子	昭和 17 年 6 月 5 日	昭和 43 年 12 月 19 日	143.0

〔「風致地区の指定状況」(国土交通省 HP、閲覧：令和 2 年 9 月) より作成〕

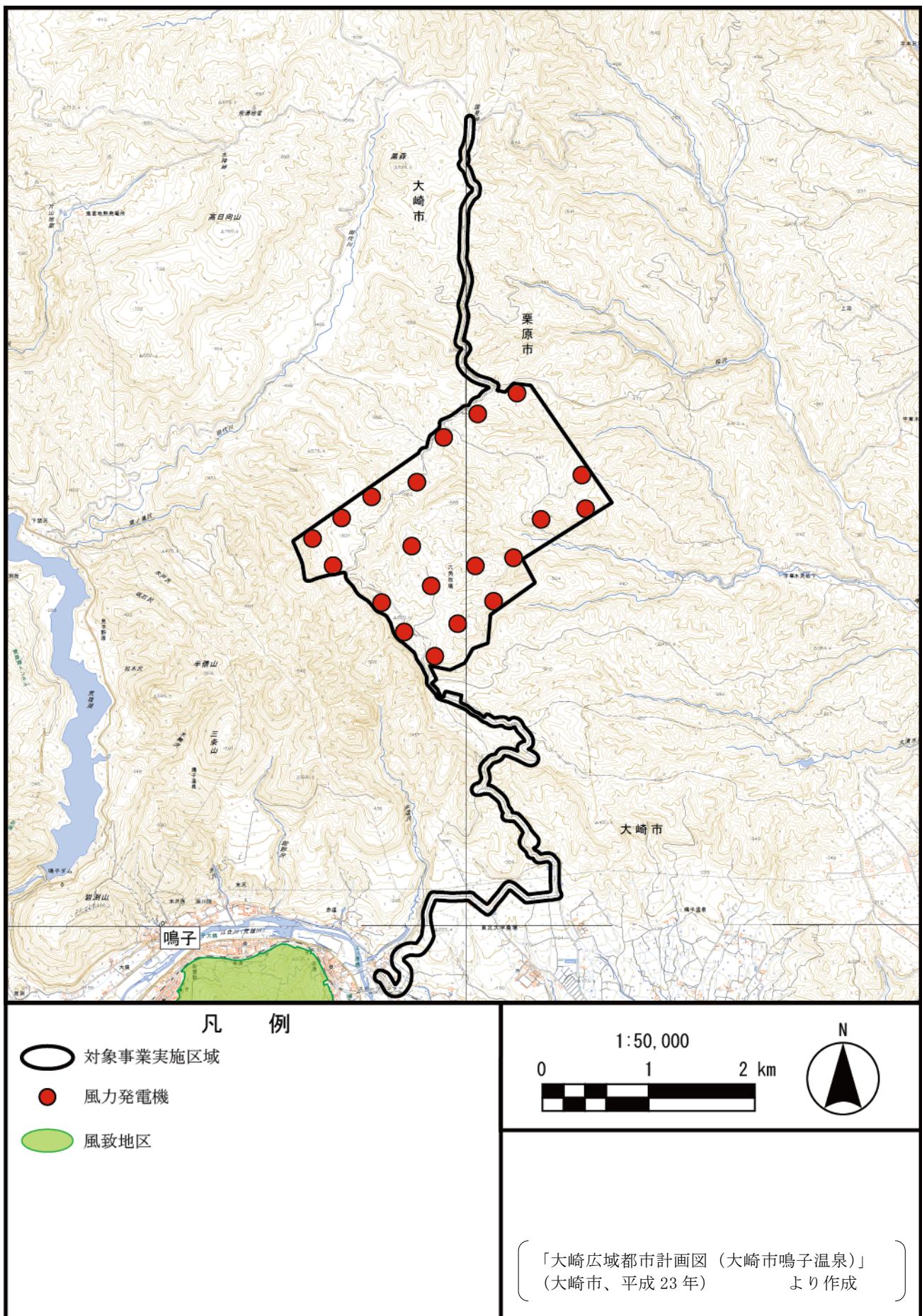


図 3.2-16 風致地区的状況

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-17 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑥ 土石流危険箇所

対象事業実施区域及びその周囲における、国土交通省（当時の建設省）の調査要領・点検要領に基づき宮城県が抽出した土石流危険箇所は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土石流危険箇所（土石流危険渓流、土石流危険区域）が存在している。

⑦ 地すべり地形

「地震ハザードステーション J-SHIS」（国立研究開発法人防災科学技術研究所 HP、閲覧：令和 2 年 9 月）によると、図 3.2-21 のとおり対象事業実施区域及びその周囲に地すべり地形が存在している。

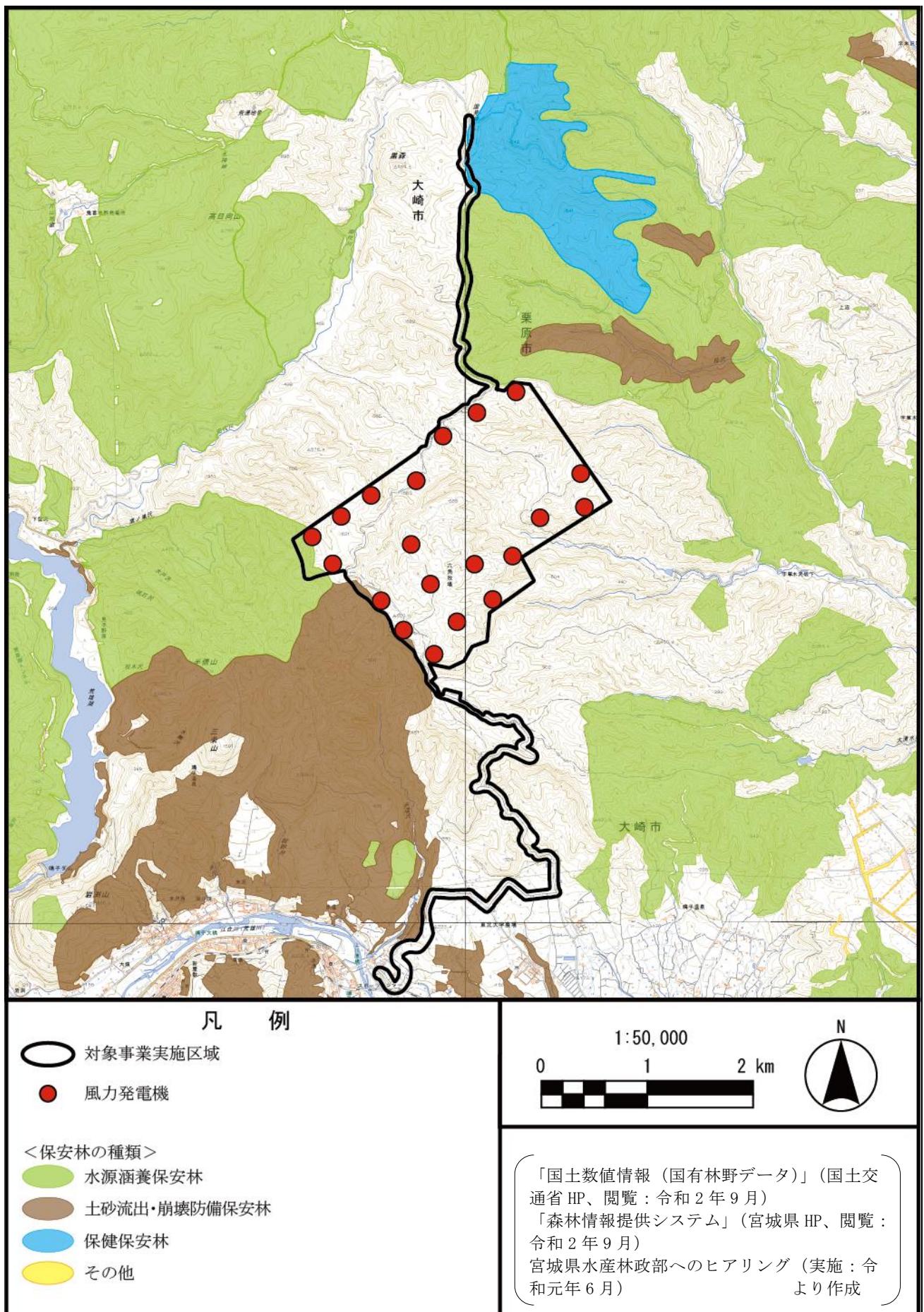


図 3.2-17 保安林の指定状況

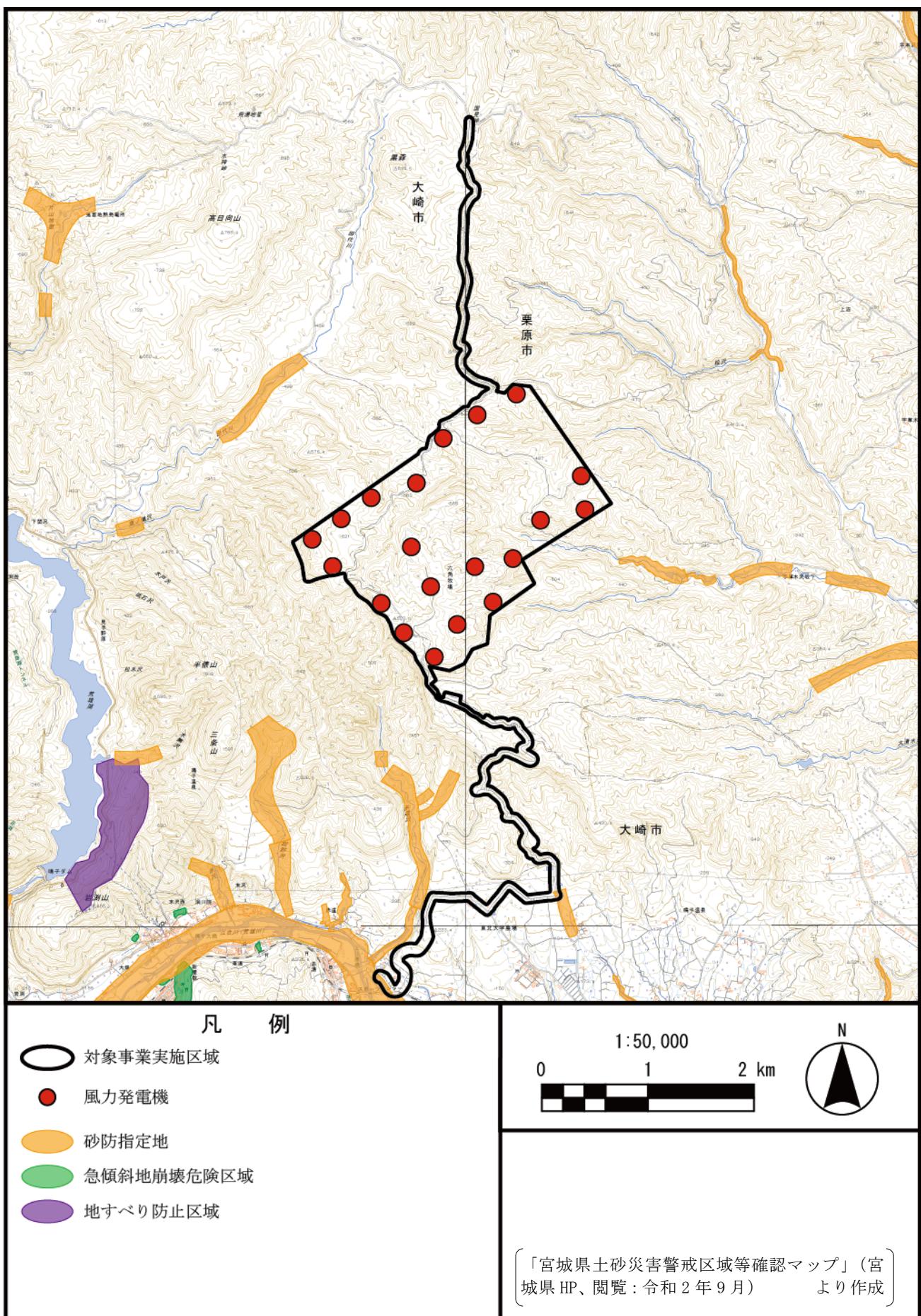


図 3.2-18 砂防指定地等の指定状況

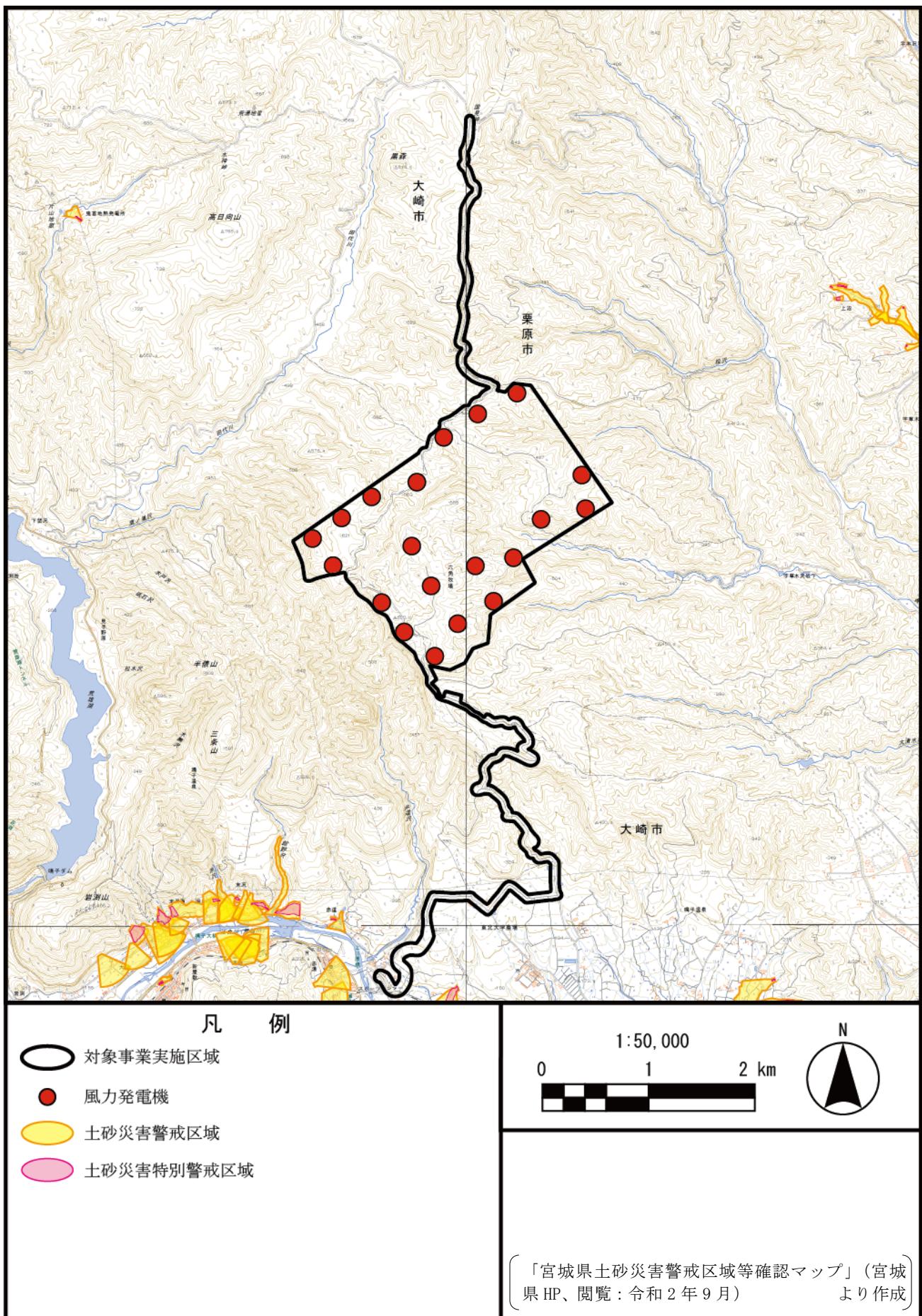


図 3.2-19 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

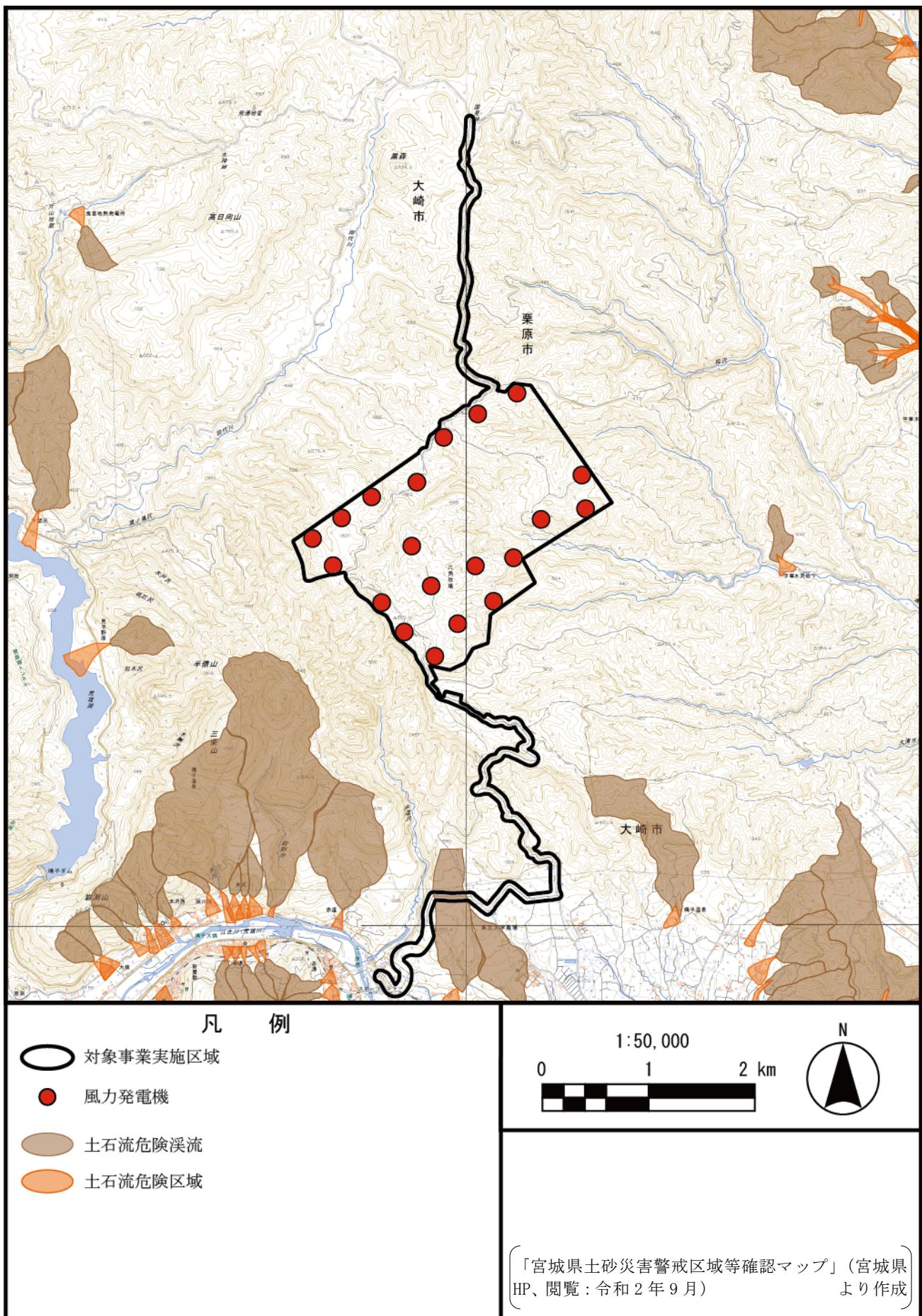
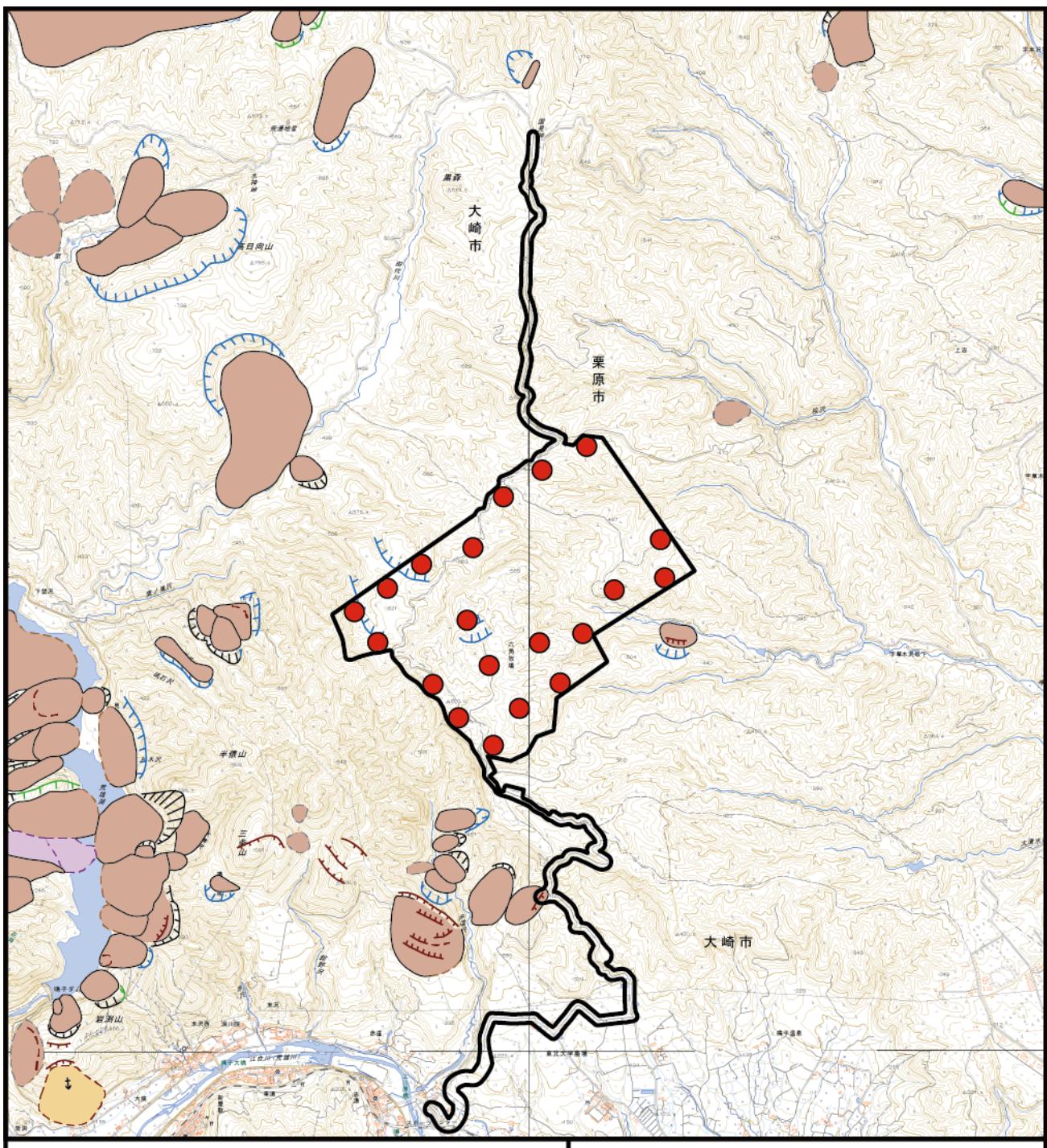


図 3.2-20 土石流危険箇所の指定状況



凡 例

○ 対象事業実施区域
● 風力発電機

- 輪郭構造
 - △ 新鮮なまたは開折されていない冠頂をもつ滑落崖
 - △ 部分的に開折されている冠頂をもつ滑落崖
 - △ 冠頂が著しく開折された滑落崖
 - △ 後方崖、多重稜線等
- 移動体の輪郭・境界
 - 後方に滑落崖があり、移動体の輪郭が明瞭ないし判定可能
 - 後方の滑落崖は明瞭であるが、移動体の輪郭の判定が困難
 - 滑落崖はほとんど開折されてしまったが、過去の移動体の一部（不安定土塊）が残存している
 - 斜面体の移動の初期状態、基岩から分離していないとしても不安定域・移動域とされる範囲
 - 斜面移動体かどうか判定きでない山体・小丘

1:50,000
0 1 2 km
N

- 内部構造
 △ 二次・小滑落崖、崖線の解析程度に応じて輪郭構造と同様に表わす
 - - - サブユニットの境界、内部（二次）移動体輪郭
 移動体の主移動方向
 ↔ 元の斜面傾斜と逆方向へ傾動した斜面の傾斜方向

「地震ハザードステーション J-SHIS」
 （国立研究開発法人防災科学技術研究所 HP、閲覧：令和2年9月）より作成

図 3.2-21 地すべり地形の分布

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表3.2-44のとおりである。

表3.2-44 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			栗原市	大崎市	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○	○
公害防止	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×	×
		騒音類型指定	○	○	×	×
	環境基本法	水質類型指定	○	○	○	○
		規制地域	○	○	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×	×
		指定地域	×	×	×	×
	振動規制法	規制地域	○	○	×	×
		要措置区域	×	×	×	×
	水質汚濁防止法	形質変更時要届出区域	○	○	×	×
		規制地域	×	×	×	×
自然保護	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○
		要措置区域	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	○	○	×	×
	土壤汚染対策法	規制地域	×	×	×	×
		要措置区域	○	○	×	×
	工場用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×
		要措置区域	○	○	×	×
	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	○	○	○	○
		県立自然公園	×	×	×	×
文化財	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	○	○	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×
		緑地保全地域	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	○	○	○	○
		鳥獣保護区	○	○	○	○
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	生息地等保護区	○	○	○	○
		鳥獣保護区	○	○	○	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
		鳥獣保護区	○	○	○	○
景観	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	○	○	×	×
		鳥獣保護区	○	○	○	○
国土防災	ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域	○	○	○	○
		国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観	○*	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	×
森林法	周知の埋蔵文化財包蔵地	周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
		保安林	○	○	○	○
		砂防指定地	○	○	○	○
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○	○	○	×
		地すべり等防止法	○	○	○	×
砂防法	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	×
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	○	○	○	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	×
		土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	×

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※は、所在地が地域を定めず指定したものの種の指定を含むことを示す。